

きのくに県民カレッジ設置要綱

(設置)

第1条 県・市町村・高等教育機関・生涯学習関連団体等が連携協力し、体系的な学習情報の提供及び受講した単位認定などの総合的な学習サービスを行うため、きのくに県民カレッジ(以下「県民カレッジ」という。)を設置する。

(目的)

第2条 県民に学習機会を効果的に提供するとともに、学習の成果を適切に評価することにより、県民の学習意欲を高め、地域における生涯学習の一層の振興を図ることを目的とする。

(事業内容)

第3条 県民カレッジは、次の事業を行う。

- (1) 講座の開講
- (2) 単位認定及び認定証の発行
- (3) 学習に関する情報提供及び調査研究
- (4) その他必要な事項

(組織)

第4条 県民カレッジは、学長、副学長、事務局及び実施機関をもって構成する。

- 2 学長は、知事をもって充てる。
- 3 副学長は、教育長をもって充てる。
- 4 事務局は、和歌山県立図書館に置き、事務局長は和歌山県立図書館長をもって充てる。
- 5 実施機関は、講座を提供する県・市町村・高等教育機関・生涯学習関連団体等とする。(学長及び副学長の職務)

第5条 学長は、県民カレッジを代表し統括する。

- 2 副学長は、学長を補佐する。

(顧問)

第6条 学長は、県民カレッジに関する助言を求めため、顧問を置くことができる。

(運営委員会)

第7条 学長は、県民カレッジの運営に関する事項について協議するため、運営委員会を置くことができる。

(入学資格)

第8条 県民カレッジに入学できる者は、次のとおりとする。

- (1) 県内に居住する者
- (2) 県内に通勤又は通学する者

(認定証の発行)

第9条 学長は、別に定める基準により、単位数に応じた認定証を発行する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、県民カレッジについて必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月 1日から施行する。